

公益法人の基礎知識

～あなたにもある設立・活用の可能性

公益社団法人や公益財団法人という法人格の法人があることは、なメリットとして挙げれば「公益財団法人日本サッカー協会」の

ような団体の存在を通じて、多くの皆さんがご存知なのではないかと思えます。

また、これらの法人には、その公益性から税制上の優遇措置があり、相続対策の意味もあって法人を設立する方がいることを聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれません。

ただ、どうしたら設立できるのか、という事については、個人が相続財産を、とても少ないように思いますので、今回はこの公益社団法人と公益財団法人（あわせて公益法人と呼びます）について、どんなメリットがある法人で、どつすれば設立できるのか、簡単にポイント

を解説させていただきます。

まず、公益法人のメリットについてですが、①公益目的事業については、法人税が課税されない②寄付をし

をいきなり設立する（等）のためには、額が50%以上である事とはできません。まず、ゲームということ。公益目的事業と一般社団法人か一般財団法人を設立します。こちらは会社と同様に登記のみで誰でも設立することが可能です。

（2）公益目的事業を行うのに必要な財務能力や人的体制等を有する事

（3）公益目的事業を営むに必要の経理能力など各法人に共通する最低限の条件もありませんが、上記がクリアできなければ、公益法人を本格的に検討されてみてはいかがでしょうか。

（4）公益法人の設立は、一部で言われるような多額の金銭がないと不可能なものではない一方で、各種の制約も多

（5）法人の支出のうち公益目的事業の支出は、公益認定が最大のポイントとなるわけなのですが、それでは、どう受けるのか、条件のうち最も重要なものをご紹介します。

（1）公益目的事業を行う事
公益目的事業は、簡単にいうと広くみんなの利益となる事業という事です。注意点は共益（同業者のため）

（2）公益目的事業の利益が生じない事
（3）法人の支出のうち公益目的事業の支出は、公益認定が最大のポイントとなるわけなのですが、それでは、どう受けるのか、条件のうち最も重要なものをご紹介します。

（4）行方公益目的事業において、中期的に利益が生じない事
（5）法人の支出のうち公益目的事業の支出は、公益認定が最大のポイントとなるわけなのですが、それでは、どう受けるのか、条件のうち最も重要なものをご紹介します。

今月の筆者

プロフィール

信託銀行勤務等を経て2007年行政書士登録・開業。以来16年間金融に関する行政手続を専門領域とし、金融商品取引業を始めとする許認可に関するコンサルティングや申請の代理、社内規則やファンド契約書等の作成等の実務を手がけている。



行政書士法人トラスティル
特定行政書士
小倉 純一

コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松山下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/